

令和 7 年 第 5 回香芝市教育委員会会議（5 月定例）会議録

日時 令和 7 年 5 月 2 7 日 (火)
午前 1 0 時 0 0 分より
場所 香芝市役所 5 階委員会室

〔出席者〕

教育長 小西 友吉
委 員（教育長職務代理者） 田中 貴治
委 員 關野 英明
委 員 中尾 茜
委 員 青木 恒夫

〔事務局〕

教育部長 井原 佳昭
教育部次長 玉村 晃章
教育部次長（学校教育課長事務取扱） 陀安 龍也
教育総務課長 木原 健次
学校支援室長 松林 和美
保健給食課長 青木 雄樹
生涯学習課長 松田 陽介
文化財課長 下大迫 幹洋
市民図書館長 大橋 典子

〔書記〕

教育総務課主幹 三富 健幸

日程 1 定足数の確認
日程 2 開会の宣言

教育長 令和 7 年第 5 回香芝市教育委員会会議を招集したところ、委員各位には公私何かと御多用のところ、御出席いただき誠にありがとうございます。本会議が円滑に運営できますよう御協力の程よろしくお願い申し上げます。

教育長 それでは、出席者が定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 5 回定例教育委員会会議を開催いたします。
委員並びに事務局、傍聴にお越しの皆様方に申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、又はマナーモードにしてください。また、香芝市教育委員会傍聴規則第 6 条により、写真・録音等が禁止されていますのでよろしくお願いいたします。

日程 3 署名委員の指名について

教育長 本日の署名委員は、田中委員、青木委員にお願いしたいと思います。

日程 4 諸報告について

教育長 それでは、日程に基づきまして、日程 4 の諸報告として私から報告をさせ

ていただきます。4月23日（水）から本日までの報告でございます。

4月24日（木）と25日（金）、令和7年度近畿都市教育長協議会定期総会及び研究協議会が滋賀県米原市にて開催されました。総会、教育課題についての情報交換や意見交換、また、近隣の史跡等の視察をさせていただき、夕方までしっかり勉強してまいりました。

4月29日（火）、香芝市スポーツ少年団入団式に市長とともに参加させていただきました。

5月1日（木）、今年度第1回目となります学力向上の取組に関するヒアリングを開始いたしました。この日は、下田小学校、香芝北中学校でございました。今回のヒアリングは、最初の5分間に学校のグランドデザインについての説明をしていただきました。学力向上に大いにいかしていただきたいと考え、そうさせていただきました。校長先生方の考えについても報告いただき、なかなかいい取組をやっているということに感心いたしました。

5月8日（木）、公益財団法人奥村奨学会理事会が開催されました。香芝市立中学校で3中学、計4名の生徒が奨学金を受けられることになりました。

5月9日（金）、香芝市定例校長会。田中委員も御出席していただきました。特に今月は全校の校長先生方から各学校で特に力を入れる取組について話をさせていただきました。どの学校も、いろいろな課題がございますけれども、そこをどういうふうに頑張っていくかという話をさせていただきました。1分程度で話はまとめてくださいということで話をいたしました。

5月12日（月）、香芝市定例教頭会でございました。今回の教頭会は普段、学校長からどのように話を聞いて、どのように連携をしているのか確認させていただきました。少し心配をしていましたが、きちんとした連携が取れて、校長と教頭が一つになって進んでいるという様子が見えたので、大変安心いたしました。この日は、交通安全母の会の総会もございました。

5月13日（火）、五位堂小学校の3年生65名が庁舎見学に来ました。今年度最初の庁舎見学で、例年と同じく、市長室で市長のお話を聞き、狭いところですが教育長室にも65人全員入って、子どもたちからの質問等を受けて、いろいろとお話をいたしました。議会では議長の席に座ったと言っていた子どもたち、席に座って喜んでいる子どもたちの様子が目に浮かびました。それから、この日の学力向上ヒアリングは、鎌田小学校、志都美小学校、香芝中学校を対象として行いました。

5月14日（水）から16日（金）まで、令和7年度全国都市教育長協議会定期総会・研究大会が、埼玉県川越市で開催されました。1日目の午後、教育研究部会として第2部会「学校教育」に参加し、新たな教育課題への対応ということで、いろいろな部会がある中で部活動の地域展開、いじめ・不登校児童生徒の対応という部会に入らせていただいて、日本のほかの都市の取組についてお話を聞かせていただきました。2日目は、分野別研究会発表がございまして、「教育行財政」「学校教育」「生涯学習」について、各ブロックからの発表を聞いてまいりました。

5月19日（月）、二上小学校の3年生69名が庁舎見学に来ました。五位堂小学校と同様、教育長室に入って、しっかりと話を聞いてくれました。2班に分かれて庁舎内を回るわけですが、指導主事の先生2名が上手に指導いたしましたので、子どもたちが大人しくしっかり話を聞いている姿がとても印象的でございました。その日の夕方、五位堂小学校の学校施設の視察に、市長部局とともに、教育委員会として、私、部長、次長、担当課長等で行っております。

5月21日（水）、第34回香芝市人権教育研究会総会が香芝西中学校で開催されました。とても暑い日でしたが、非常に出席率が高く、しっかりと

勉強していただき、本当にうれしく思いました。特に今回は「いのちの大切さを考える研修会」に来ていただいた先生に講師をしていただきました。大変よかったということを感じております。

5月22日（木）の午前中、三和小学校の交通安全教室の視察に行っていました。当初は運動場で行う予定でしたが、その日は雨だったので体育館での交通安全教室開催ということで、市長とともに参加させていただきました。テレビの撮影もありました。警察の方からは、丁寧に御指導をしていただき有り難く思いました。なお、本日は二上小学校で、交通安全教室を行っています。それから午後には、香芝市青少年健全育成協議会の総会が開催されました。こちら市長にも出席させていただきました。市議会議長は協議会の副会長として司会をしていただきました。それから夕方、この日も、学校施設の視察ということで三和小学校に行かせていただきました。細部までいろいろと現在の状況を見てまいりました。また、この視察によって変わってくることもあるのかなということを感じております。

5月23日（金）、「ニコニコあいさつの日」ということで、私は下田小学校と認定こども園下田幼稚園に行っております。下田小学校は全校児童が約740名の学校です。みんなが元気に登校の様子を見ることができて大変気持ち良かったです。また、特別支援学級に入級している子どもたちもたくさんいるわけですが、たくさんの先生方も出ていただいて、子どもたちが登校して来たらすぐに対応している姿に、安心とうれしい思いとほっこりとした気持ちで帰ってまいりました。そのあと幼稚園にも行きまして、ここでは、元気な園児や小さな弟さんや妹さんがカッシーに触れ、喜ぶとてもほほ笑ましい様子をうかがうことができました。それから、学力向上の取組に関するヒアリングでは、三和小学校、真美ヶ丘西小学校、香芝西中学校の3校のヒアリングを行っています。校長先生方、各校の取組についてアピールし、上手に発表していただき、学校の子どもたちに返していけるような取組状況を知ることができてうれしかったです。

5月26日（月）、三和小学校の3年生が庁舎見学に来ました。三和小学校は人数が増えていまして、92名の子どもたちが2班に分かれて教育長室に入って、しっかり話を聞いて、そして質問をしてくれました。どの学校もしっかり見学をしてくれているなと思っています。それから、鎌田小学校へ視察に行っております。また、学力向上の取組に関するヒアリングとして、二上小学校、真美ヶ丘東小学校、旭ヶ丘小学校のヒアリングを行いました。

5月27日（火）、本日の午後ですが、令和7年度第1回香芝市いじめ・不登校対応委員会を開催いたします。大学の先生、副市長、弁護士の方にも参加していただいて、慎重に子どもたちの様子について考え、しっかりと執り行いたいと思います。以上でございます。

教育長

ただいまの報告に対しまして、御質問等はございませんか。
青木委員。

青木委員

新年度に入られまして、教育長におかれましては、いろいろな行事、各校の取組、そして学校長との懇談等いろいろと精力的に動いていただいていることに感謝申し上げたいと思います。

グランドデザインが各校で始まったのは約25年前と承知しております。県のアドバイザーが、グランドデザインについて、「こういうものを作っていくんですよ」ということから始まっておると思うんですが、さすがにどの学校にも馴染んできまして、よくわかる。何がわかるかという学校がよく見えるということが、どこも工夫されているように思うんです。今回、私、思うんですけれども、香芝市は授業の腕を上げる、これは子どもたちによくわかる授業を目指すというところに主眼を置いておられると思います。そこ

で、毎年、学力向上するための取組を各校長先生、教頭先生に発表していただいていると思うんですけれども、今年新たにこういう取組をしていけばいいんじゃないかというような話があれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長

私の方からお話をさせていただきます。もちろん子どもたちの毎年の学力テスト（全国学力・学習状況調査）の、学力の向上を目的としていますけれども、その中において、下学年からしっかり積み上げてきたものを6年生にしっかり出していただきたいと。6年生の状況の中では、読解力がないとか、計算力が弱いとか課題が出てきますけれども、それを学校全体ではどうなのかというところを、見ていただきたいというような形で話をしております。そして、子どもたちにとって大事なのは「知」の部分だけではなくて「徳」の部分だと思います。やっぱりそういうあたり、お互いに見える力をつけて行きたいというような話合いになっております。年に3回、学期ごとにそういう話合いをしながら、子どもたちの「知・徳・体」のバランスの良い成長を我々は期待しております。

学校支援室長、何か補足がございましたらお願いいたします。

学校支援室長

今、教育長がおっしゃられたとおり、各学校でそれぞれ分析の上で特徴のある取組をなさっておられるんですけれども、特にここまでのヒアリングで聞かれたことでは、ある小学校ではOJT（On-the-Job Training）に力を入れると申しておられました。定期的に放課後に一定の時間を持ち、それぞれの先生が相互に講師という立場になって、授業づくりについて話をする中で協議を深めていき、授業力を学校全体で高めていこうという取組を行うそうです。それは今回のヒアリングでは注目すべき報告であったと思っております。以上でございます。

教育長

ありがとうございます。よろしいですか。

教育長

ほかに御意見、御質問等がございましたらよろしく願いいたします。
關野委員。

關野委員

私、感じたことですが、5月21日香芝市人権教育研究総会ということで、たまたまこの日、私は児童生徒の下校時間に立哨をしておりました。この日はものすごく早く帰って来ていました。子どもたちが、なぜ早く帰って来たのか知っているかなと思って聞いたんです。そうしたら何人かに聞けまして、「何でか知らんけど、忙しいから今日は早いねん。」という返事が返ってきました。それで、中学生にも聞いたんです。「いや、今日なんでもか知らんけど、早いねん。」と。なぜ生徒たちが子たちが早く帰宅するのかというのは知らない状況でした。それを聞いて残念に思いました。私だったら、「今日は先生たちがみんな集まって人権教育について研修があるんだよ。」と先生たちもこういうふうな勉強会をしていますと伝えます。内容を詳しく話す必要はないと思いますが、先生たちも研修をやっているということを話して、これをいかして、生徒を巻き込んで、みんなも一緒に人権を考えようという形でね。先生も香芝市全体でこういうふうな研修をとおして、みんなの人権を守るために頑張っているという姿を子どもたちにアピールというか、訴えるのも一つかなと、そういうふうな感じがしました。「何でか知らんけど、今日は早い。」ということに、少しがっかりしたんですよ。私そんな気持ちになりました。以上です。

教育長

ありがとうございます。おっしゃるとおりでございますね。私が現役のと

きには、今日はなぜ早く下校するのか、香芝市の先生方が全員集まって何を勉強するのか、それは人を大切にする勉強をして、またその勉強したことをみんなと一緒に勉強していきたいという話をしたわけです。そういう話をきちんとしなければいけませんね。また、学校支援室で、何のための研修であるかということを付け加えて話していただきたい。昨年１１月の人権研修会の日に、大変痛ましい事故がございましたけれども、そういう事故についても、一つ考えられる子どもたちになるのではないかなということを感じますので、是非とも学校支援室のほうでお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

教育長 ほかに何か御意見等はございませんか。
中尾委員。

中尾委員 私は交通安全教室が行われているということを聞いて、すごく安心いたしました。ちょうど新一年生や新学年の子どもたちが登下校に慣れ始める時期だと思いますので、ミマモルメなどでも、全国ニュースでも下校中の児童の列に車が突っ込むという凄惨な事故が発生しましたということでタイムリーに気を付けるようにと周知してくださっていたと思うんです。子どもたちの下校時間帯に合わせて、野外で用事をしてもらえと見守りにもなりますよというような声掛けをしてくださったりもしていたので、この時期、気にはなりつつ、もう慣れてきたからいいかと保護者も少し安心し始める時期だと思うんですが、そういった声掛けであったりとか、子どもたちに直接交通安全について意識をさせるというすごくいいタイミングだなと思いました。以上です。

教育長 ありがとうございます。

教育長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。

教育長 御質問等ないようですので、日程５に進みたいと思います。

追加議案 「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取に関する報告及び承認について」

教育長 まず、議題に入る前に追加議案「香芝市議会議案の作成に伴う意見聴取に関する報告及び承認について」が提出されておりますが、本議案を日程に追加し、審議することに御異議はございませんか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、議案を案件（６）の後に追加し、審議することといたします。

日程５（１） 議第１６号「香芝市史編さん委員会委員の委嘱及び任命について」

教育長 案件（１）議第１６号「香芝市史編さん委員会委員の委嘱及び任命について」を事務局より説明をお願いいたします。
文化財課長。

文化財課長 ただいま提案になりました議第１６号「香芝市史編さん委員会委員の委嘱及び任命について」提案理由を説明させていただきます。議案書は１頁、議案書別紙１頁になります。

本案は、令和５年４月１日に施行されました香芝市史編さん委員会条例第４条第１項の規定に基づき、委員の委嘱及び任命を行うものでございます。

委員の任期につきましては、同条例第５条第１項の規定により２年で、識見を有する者及び関係行政機関の職員は５月３１日、教育委員会が必要と認める者は６月３０日に現在の任期が満了となるため、いずれも再任するものでございます。

何とぞ慎重に御審議の上、原案を可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。
田中委員。

田中委員 市史の編さんという重要な項目ですので、委員の皆さん、再任、再任という形で任命されている期間がおそらく今後も長くなっていく可能性があると思います。非常に大変だとは思いますが、市史編さんという、重要な部分を担っていただくということで、時間の調整等をしていただいて、参加していただけたら非常に有り難いと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。

教育長 ほかに何か御意見、御質問等はございませんか。

教育長 よろしいですか。

教育長 本案につきまして、御異議ないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程５（２） 承第８号「香芝市公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告及び承認について」

教育長 案件（２）承第８号「香芝市公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告及び承認について」を事務局より説明お願いいたします。
生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、承第８号「香芝市公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告及び承認について」の提案理由の説明を申し上げます。議案書２ページから４ページ、別紙２ページを御覧ください。

本案は、香芝市公民館条例第４条及び第５条の規定により、公民館運営審議会委員に学校教育関係者として、市校長会から下田小学校校長 杉村幸恵氏を令和７年４月１４日から令和９年３月３１日までの期間、また、社会教育関係者として、五位堂自治会長 津田家宏氏及び今泉自治会長 坪内達雄氏を令和７年４月１８日から令和９年３月３１日までの期間について、委嘱の臨時代理を行いましたので、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理規則に関する規則第４条第２項の規定により報告させていただき、御承認を賜りたいと存じます。

何とぞ慎重に御審議いただき、原案承認賜りますようお願いいたします。
以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。

教育長 よろしいですか。

教育長 本案につきまして、御異議ないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程 5（3） 承第 9 号「香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について」

教育長 案件（3）承第 9 号「香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について」を事務局より説明お願いいたします。
生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、承第 9 号「香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について」提案理由の説明を申し上げます。議案書の 5 ページから 7 ページ、別紙 3 ページを御覧ください。

本案は、香芝市社会教育委員に関する条例第 2 条の規定により、社会教育委員に学校教育関係者として、市校長会から下田小学校長 杉村幸恵氏を令和 7 年 4 月 1 4 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの期間、また、社会教育関係者として市 P T A 協議会会長 中川昌美氏を令和 7 年 5 月 1 0 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの期間について、委嘱の臨時代理を行いましたので、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第 4 条第 2 項の規定により報告させていただき、御承認を賜りたいと存じます。

何とぞ慎重に御審議いただき、原案承認賜りますようお願いいたします。
以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。
青木委員。

青木委員 社会教育に関して 2 点だけ質問をさせていただきたいと思います。社会教育の歴史は古く、皆さんはもう知っておられると思うんですが、社会教育法第 1 7 条に社会教育委員さんのことについて書かれているわけでございます。ただ、年々、一般住民からしてみれば、生涯学習という名のもとに、いろいろと興味を持たれ、またボランティア精神を発揮して、またいろいろなことに挑戦し、またいろいろと子どもたちのためにもなるようになど、いろんな分野でどんどん拡大しております。ところがですね、社会教育委員さんにおかれましては、決して香芝市のこのメンバーが良いとか悪いとかそういう話ではなくて、一般に言われます「充て職」というような方になっておられることが多いように見受けられます。そうでありますと、どうしても、社会教育委員の職務が明確化されていなかったり、ここの会議では一体どういうことをしていくのかということがわからないままに過ぎていくということが、組織の中ではよくあることです。「有名無実化」というような嫌な言葉がありますが、名前だけがあって実がない、そういったものにならないための何か工夫をされていまして、お話いただきたいと思うのが 1 点でございます。

もう 1 点は、非常に長く勤められておられる方がおられます。今日の委員もなり手が無いというようなことが言われる時代ではございますが、一生懸命何年も続けてやっていただこうというのは非常に有り難いことでございます。しかしながら、本市の社会教育の推進、企画、立案、そういった長い目

で計画を持って進めていくと言ったときに、本市には社会教育主事の資格を持っておられる方が本課にはおられないように聞いております。役所の職員さんにおかれましては中にはそういった資格も持っておられますし、そういった方を中心にひとつ、実のあるこれからの香芝市がどうあるべきなのか、その社会教育はどうあるべきなのかということを議論する場であっていただけたらと思っております。以上2点、よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。このことについて、生涯学習課長お願いいたします。

生涯学習課長 まず1点目のお話でございますけれども、社会教育委員さん、いわゆる充て職でということで参加していただいている方もおられます。そういった方に関しましては、年に1、2回程度、奈良県や近畿地区で開催される研修にも御参加いただいているというところで、社会教育委員の職務や社会教育に関する知識などを深めていただく機会を設けております。

2点目につきましては、現在、生涯学習課には社会教育主事の資格を持っている職員はおりません。これにつきましては、人事配置等によるものでございますけれども、今後は社会教育主事の資格を取るよう進めてまいりたいと思っております。以上です。

教育長 よろしいですか。

教育長 今後、社会教育主事の勉強もしていただきながら、資格を取っていただくということでよろしくお願いいたしますと思います。

教育長 ほかに何か御意見、御質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして、御異議ないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程5（4） 承第10号「香芝市就学指導委員会委員の委嘱及び任命に関する報告並びに承認について」

教育長 案件（4）承第10号「香芝市就学指導委員会委員の委嘱及び任命に関する報告並びに承認について」を事務局より説明お願いいたします。
 学校支援室長。

学校支援室長 それでは、承第10号「香芝市就学指導委員会委員の委嘱及び任命に関する報告並びに承認について」の提案理由を申し上げます。

本案は、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第2条第5項の規定に基づき、教育委員会の議決を得る必要があったところ会議を開催する暇（いとま）がなかったため、令和7年5月1日に教育長による臨時代理を行いましたので、同規則第4条の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。議案別紙4ページを御覧ください。

就学指導委員会委員の名簿でございます。令和5年度、6年度の2年の任期を終了し、新たに委員の委嘱及び任命を行うものでございます。

何とぞ慎重に御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。

教育長 本案につきまして御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程 5（5） 承第 1 1 号「教育財産の取得に係る申出に関する報告及び承認について」

教育長 案件（5）承第 1 1 号「教育財産の取得に関わる申出に関する報告及び承認について」事務局より説明をお願いいたします。
教育総務課長。

教育総務課長 それでは、承第 1 1 号「教育財産の取得に係る申出に係る報告及び承認について」の提案理由を説明させていただきます。

本案は、令和 7 年 6 月香芝市議会定例会に上程いたします、財産の取得に関しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 8 条第 2 項に基づき教育財産の取得に係る申出が必要であるところ、会議を開催する暇（いとま）がなかったため香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第 4 条第 2 項により 5 月 1 3 日付けで教育長による臨時代理を行いましたので、同規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

内容といたしましては、小中学校の教職員の貸与する校務用情報端末等を 4 8 4 台と校内ネットワークシステム用機器一式を取得するものでございます。

何とぞ慎重に御審議の上、原案承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。
中尾委員。

中尾委員 今回、機器の更新ということですが、何年単位で更新をされているものなんですか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 5 年単位です。

教育長 よろしいですか。

教育長 ほかに御質問等はございませんか。
田中委員。

田中委員 今回情報端末 4 8 4 台となっておりますが、普通の事務系に使われる端末と、それから授業に使う端末と、おそらく両方あるのかなと思うんですが、この 4 8 4 台といいますのは学校の教職員数に対してどれぐらいの割合になるのか、例えば 2 人に 1 台とか、だいたいの数で結構ですので、どの程度なのかかわれば教えていただきたいと思います。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 ４８４台につきましては、教職員の皆さんにお配りするものであります。

教育長 よろしいですか。

教育長 ほかに御質問等はございませんか。

教育長 それでは、本案につきまして、御異議はございませんか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程５（６） 承第１２号「教育財産の取得に係る申出に関する報告及び承認について」

教育長 案件（６）承第１２号「教育財産の取得に係る申出に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いします。
教育総務課長。

教育総務課長 それでは、承第１２号「教育財産の取得に係る申出に関する報告及び承認について」の提案理由を説明させていただきます。
本案は、令和７年６月香芝市議会定例会に上程いたします財産の取得に関しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２８条第２項に基づき、教育財産の取得に係る申出が必要であるところ、会議を開催する暇（いとま）がなかったため、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第４条第２項により５月１５日付けで教育長による臨時代理を行いましたので、同規定により報告し、その承認を求めるものでございます。
内容といたしましては、小中学校の児童生徒に貸与する教育用情報端末等を７００２台取得するものでございます。
何とぞ慎重に御審議の上、原案承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。

教育長 それでは、本案につきまして、御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

追加案件 承第１３号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取に関する報告及び承認について」

教育長 追加案件承第１３号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取に関する報告及び承認について」まだ公開されていない内容を含んでおりますので、秘密会として審議したいと思いますが、御異議はございませんか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、追加案件の審議は秘密会とさせていただきます。傍聴人の方は御退席いただきますようお願いいたします。

教育長 暫時休憩します。

（ 非公開部分 ）

教育長 それでは休憩を解き、再開いたします。

日程 5 （ 7 ） その他

教育長 案件（ 7 ） その他として、各課より報告があればお願いします。

教育長 教育総務課長。

教育総務課 教育総務課から 1 点御報告させていただきます。香芝市教育委員会臨時職員任用取扱要綱について一部改正する必要がありましたので御報告させていただきます。お手元の、改正要綱新旧対照表、要綱を御覧ください。

改正内容といたしましては、刑法の改正に伴い、本要綱の別記様式中、備考の 2 号に記載のある「禁固以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改めることと、あわせて条文の文言整理をするものでございます。なお、施行日は令和 7 年 6 月 1 日とさせていただいております。報告は以上でございます。

教育長 ただいまの教育総務課の報告について、御質問等はありませんか。

教育長 よろしいですか。

教育長 ほかに各課からの報告はありませんか。

教育長 それでは、本日の案件はすべて終了しました。これをもちまして、令和 7 年第 5 回教育委員会会議を閉会といたします。委員の皆様におかれましては、慎重審議ありがとうございました。以上で散会といたします。

（ 午前 11 時 06 分 終了 ）